

第二十八回国会  
衆議院

地方行政委員会議録 第十一号

(一八九)

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事鶴山 孝一君 理事綾瀬 嘉三君

理事徳田與吉郎君 理事永田 亮一君

理事吉田 重延君 理事中井徳次郎君

青木 正君 伊東 隆治君

加藤 精三君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 楠美 省吾君

渡海元三郎君 早川 崇君

古井 嘉實君 今村 等君

大矢 省三君 加賀田 進君

北山 愛郎君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

警察廳長官 石井 榮三君

監視官 中川 薫治君

自政事務次官 中島 茂喜君

総理府事務官 藤井 貞夫君

総理府事務官 吉浦 浩真君

局長(主計官) 相沢 英之君  
専門員 内地与四松君

三月四日  
委員三毛正一君辞任につき、その補次として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

二月二八日

自動車、荷車税廃止に伴う財源補てんに関する請願(牧野良三君紹介)

(第二二〇九号)

町村議会事務局設置に關する請願(田原春次君紹介)(第一二二六号)

(同永山忠則君紹介)(第一二二六〇号)

町村職員退職者の恩給扶助料不均衡(永山忠則君紹介)

(第五一八号)

是正に關する請願(永山忠則君紹介)

(第一二五九号)

遊興飲食税減免に關する請願(田井莊一君紹介)(第一二三〇三号)

(同野田武夫君紹介)(第一二三〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三日

法令外の寄附金等全廃に關する陳情書(静岡市追手町静岡県町村長柴田忍)(第五一〇号)

所得税法改正に伴う収入減額補てんに関する陳情書(豊中市議会議長松田奎(第五一一号))

田奎(第五一〇号)

町村議会事務局設置に關する陳情書(新潟県東蒲原郡津川町議会議長伊藤正一外(第五一三号))

府原制度改革反対に關する陳情書(東京都議会議長上条貢)(第五一四号)

たばこ消費税率引上げ等に關する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)(第五一五号)

国際收支改善に伴う地方債等の削減(長津村峯男)(第五一六号)

公債費合理化等に關する特別措置法(太田広吉)(第五二七号)

新町村建設促進に關する陳情書(静岡市追手町静岡県町村議会議長会長名)(第五二六号)

南別所荒木中道通治(第五二五号)国及び県官事業に対する地元負担金軽減に關する陳情書(静岡市追手町静岡県町村議会議長柴田忍外名)(第五二六号)

新町村建設促進に關する陳情書(静岡市追手町静岡県町村議会議長会長太田広吉)(第五二七号)

地方債の償還年限延期等に關する陳情書(静岡市追手町静岡県町村議長長津村峯男)(第五二六号)

制定に關する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)(第五一七号)

市町村消防の府県移管反対等に關する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)(第五一九号)

地方公営災害共済事業促進等に關する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)(第五一九号)

新町村建設促進に關する陳情書(外一件)(横浜市議会議長津村峯男)(第五二〇号)

外一件(横浜市議会議長津村峯男)(第五二一號)

新町村建設事業の助成金増額等に關する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県町村議會議長会長森田金之丞)(第五二二号)

単独起債増額に關する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県町村議會議長会長森田金之丞)(第五二三号)

未合併町村に対する特別助成に關する陳情書外一件(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県町村議會議長会長森田金之丞)(第五二四号)

旧河南村外十ヶ町村による加賀市建設に關する陳情書(石川県江沼郡河南別所荒木中道通治)(第五二五号)

連合審査会開申入に關する件

本日の会議に付した案件

連合審査会開申入に關する件

統合審査会開申入に關する件

本日開議に付した案件

連合審査会開申入に關する件

本日開議に付した案件

本日開議に付した案件

柴田忍)(第五一八号)

地方公務員の停年制実現に關する陳情書外二件(横浜市議会議長津村峯男外二名)(第五二九号)

いしたいと思います。御承知のように奄美大島に關する特別の法律をこしらえましてから数年立つております。具体的に言うと、五ヵ年計画がすでに

大体四年を過ぎております。残り一年、こういう形になっております。

従つてこの五ヵ年計画の工事並びに諸般の法律で決めた問題が、今どの程度まで完成されておりますか、この点の概要が御説明願えるならば、一つ項目別に

年、こういう形になっております。

一

画百五十二億に対しまして約五三%に当つておるのであります。

この内容について申し上げますと、最初は陸海交通の整備の問題でござります。これは道路、橋梁あるいは土地区画整理、港湾問題、こういうことがその内容に相なつておるのであります。

ですが、三十二年度までやつて参りました事業費は、全体で十九億九千二百萬円といふことに相なつております。

第二は国土保全の関係で、その内容は治山治水、砂防、海岸堤防などが主体でございますが、これは今までに一億一千四百万円の実施を見ておる次第でございます。

第三の大きな項目といたしましては、産業の復興関係の仕事でございまして、これは農林水産各般の産業部面にわたつておるわけでございますが、この実施額は四十一億といふことに相なつております。

次は文教施設の復興整備事業でございます。この実施をいたしましたものが十億一千六百万円でございます。

次は保健衛生並びに社会福祉施設の充実関係の経費でございまして、これは病院その他上水道、簡易水道、保育所等がその計画の内容に相なつておりますが、この事業費総額は今までやつて参りましたのが約六億一千三百万円でございまして、この数字になつておるわけでありまして、合計約八十一億円といふことに相なつておるのでございます。この際に今申し上げました大きな項目につきましてその内容の概略を申し上げますと、まず第一に陸海交通の整備の問題でございますが、これは内容といた

しましては、道路、橋梁新設、改良、土地区画整理、港湾修築事業、船舶の建造、それから通信施設の整備、自動車事業の五種に相なつております。

これは総額約四十億円の計画のうち、三十一年度までに実施されましたものが三四%，三十二年度は今進行中でございますので、まだ終局の数字は出でおりませんが、三十一年度までには三四%が実施をせられたのであります。

国土の保全関係は、これは治山治水、砂防、海岸堤防がその主体になるわけでございまして、これは事業費総額約十億の計画のうち、昭和三十一年度までに進捗率があまり芳ばしくございませんが、一五%に当る事業の実施を見ておるのであります。

さらに河川改修につきましては、計画河川が三十一河川のうちで、約その半分の十六河川が実施中であり、これらにつきましては、特に耕地ないし人家周密地域を優先的に実施をいたしておるのであります。

産業の復興につきましては、計画自体としては総額約六十二億円でござりますが、このうち三十一年度までに実施された事業は二十七億余円で、これは計画の四五%に当つておるわけであります。これは内容といたしまして、これは内容といつましても、島民の期待といふことは、各般にわかつておりますが、農業、林業、水産業、畜産業というものはほかに、特に本島における特殊産業でございまして、大島つむぎの生産につきましても力を入れておるのあります。これがこの際の打撃を受けまして、激減をいたしておりますので、これの生産向上をかりますことを目途といたしまして、共同施設の設置であるとか、

あるいは品質の向上というような諸般の点に関係をいたしまして、いろいろの施策を講じて参つておりますため

に、相当程度回復をしてきております。その現状に相なつてきております。その

他の産業振興の面におきましては、電力事業の開発ということがきわめて重要な問題でございますので、こういう

次第でござります。

なお文教施設の問題につきましては、ブロック建築による近代的な校舎、堅牢建築物を建てていくこと

とに主体を置きまして、逐次実施をいたしておるようになります。

最後に保健衛生施設と社会福祉施設

の関係でござりますが、これにつきましては県立の大島病院を始めといたしまして、そのほか各村の村立診療所、それから名瀬市、瀬戸内町の上水道でありますとか、各地の簡易水道施設などの保健衛生施設その他保育所、養老院等につきまして、整備を逐次はかつておるよう次の次第でございまして、これは計画案に對しまして事業実施額は三五%といふことに相なつておる次第でございます。

以上が從来まで実施をいたして参りました奄美復興計画の実施の状況のあらましでござります。

○門司委員 大体説明は一応聞きました

たかといふことが大きな問題で、これ

は単に工事が進んでいないからとか、

あるいは仕事がおくれておるというこ

とだけでは済まされないのであります

と、奄美の仕事は占領中からずっと島

民が苦しんでおった状態は御存じの通

りであつて、ことに駐留軍の占領中の

施設といふものはほとんど何もしてお

らない。幸いにして復帰後、日本の國

士にというか母国にかけられた期待と

いうものは非常に大きかったと思う。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に

奄美大島に参りまして、一奄美の状

況は見て参つたのですが、いず

れにいたしましても、島民の期待とい

うものはかなり大きかった。ところが

奄美大島に参りまして、一奄美の状

況は見て参つたのですが、いず

れにいたしましても、島民の期待とい

</div

し上げますすると、まだ最終的に政府の方針としてきめておるわけではございません。これは手続がございまして、奄美群島復興審議会に諮つた上できめていかなければならぬということに相なつておる次第でござりまするが、大いに意見の意見具申が行われておるの体の考え方は、昨年奄美群島の審議会におきまして、十九年の改訂計画といふものを樹立することが適當であるといたしましては、結局事業費といふましても、従来の百五十二億というものを百八十二億、事業費としては今までのものよりも三十億程度伸ばすということが適當であるという意見具申を得ておるのであります。これに対しまして、その財源関係でございますが、主體となりまする国庫負担の關係といふものは、当初計画では百十一億ということに相なつておりますものが、今度の審議会の意見具申の改訂案によりますると、百二十一億ということです、約十億の増といふことに相なつておるような次第でござります。私たち自治庁といつしましては、この答申案自体はきわめて適切なものであるといふふうに考えておりまして、今後大まかにいって、この線を尊重しながら具体的な計画改訂を進めて参りたい、かように考えておる次第でござります。

五ヵ年計画で立てた事業量とその事業量はそっくり同じだと私は思います。ほとんど伸びていないと思う。いわゆる事業がおくれただけ、やはり物価の値上がりもありましょうし、いろいろな事務費がそれだけかけいかかったことは事実であります。こういう消耗的なものに全部食われてしまつて、実際の仕事は、おくれたのをそのままにして、事業量が変らないということになると、いささか問題になりますのは、何がためにこういう十年に延ばさなければならなかつたということの原因を、この際はつきりしておきたい。いわゆる事業量が変らないで、ただ計画だけを延ばす、この第四条を修正するといっておりますが、四条の修正を見てみると、大体そういうことしか考ふられない。それから同時に、今予算規模の問題からいたしましても三十億とかふえないとということになれば、総予算のわざかに五分の一くらいしかふえておらない。そして事業の計画は非常に伸ばそうといふのであります、事業量はちつともふえていないとうに考えた方が間違いないだろうと思う。そうなつて参りますと、島民の期待というようなものについては非常に大きな問題が起りはしないか。これを裏からはつきり言えど、大体五ヵ年計画というものの工事がまるつゝり進んでいないのではないか、いわゆる五ヵ年で仕上らなかつた原因はどこにあるかということだが、もし自治庁でわかかれておるならば——これをどうしても延ばさなければならなかつた審議会の答申は、工事の進捗状況を見きわめて、これではだめだから十ヵ年に延ばそうということになつたと思う。しかし審

○藤井(貞)政府委員 御説のように、初立てられました復興計画というものが全般的に遅延をいたしております。平均いたしましても、御指摘がござましたように、五三三%程度にとどまつておる、これがもう一ヵ年残つておますけれども、あと四七%分に当るもの、一ヵ年度でやつてしまふといふことも、いろいろな面から見ましても、事実上とうてい不可能でござります。そういうことでかなりおくれてきておるということですが、さらに本計画を改訂しなければならないということの一つの大きな原因であるということを、われわれも否定するものはございません、その通りであるといふふうに考えておるのであります。しかばねで、何ゆえに復興計画の実施というものが、このように遅延をしてきたかと云ふことをございますが、これはいさきか言い訳の面もござりますけれども、まず最初に二十九年度から本計画といふものが始まつてきておるのであります。ですが、当初の一十九年度については、年度半ばを過ぎてから初めて事業が開始される、ことになつたというハンディー、キヤップが一つあつたと思ひます。それが全体としての実施事業量といふものが、同年の十月三十日、月末によると、よく復興計画の決定を見たのであります。ですが、当初の一十九年度においては、年

因に影響を来たしておるといふことと争わない事実ではないかと考えてあります。ただ初年度はそうであって、その次からはどんどんやればいいではないかということとございますが、しかし今までやつて参りまして、このように計画が延遷をしておます理由というものを考えてみますと、これは何と申しましても台風の支障というものがいろいろございまる、さらには冬季においては季節風の影響といふものがございまして、工事面等についても内地から供給を資材については、どうしても内地からこれを求めなければならぬ、あるいは技術面等についても内地から供給をがなければならぬという面がございまる、何分にも海上遠く離れておりますが、何分にも海上遠く離れておりますので、交通その他によつて制約を受けざるを得ないといふようなこともあります。さらには事業をやつて参りますについて、これは全部が全部におんぶをしていくということにはなりません。それ相当の地元における負担といふものもやはり願わなければなりません。さういう負担の能力、あるいはらぬのでありますから、地元におけるういうような負担の能力、あるいは業の遂行能力といふものにつきましても、だんだんこの復興計画の実施よつて上つては参つておりますけれども、当初の間はなかなかこれに即応するような状態になつていなかつたと思うようなことも、その原因であろうと思います。また率直に申しまして、家財政の状況といふものも影響いたしましたことは申しますでもないのであります。われわれ自治府当局といつた

に対して、大体このくらい出せばよかっただろうということを考へておるならば麥なんです。ですからやはり計画通りに金が出せなかつたか、出せたかといふことを聞いておる。仕事ができなかつたから出せなかつたということがはつきりするなら、仕事の方でこれから少しかつたというのか、この辺はどうなるのですか。そつちで本かけ論をやつて、けんかしても始まらぬ。どちらがほんとうなのですか。

○相沢説明員 もちろん金があれば、事業の一応の計画がござりますから、できるだけ毎年度の事業量をふやすことが望ましいわけでございますが、何分、私がそう申しますと差しさわりがあるかもしれません、奄美群島の復興事業のこの五ヵ年計画自体が、非常に早急の間にきめられたものでございまして、実際に実行して参りますと、非常にむずかしい問題も起つてきました。従いまして事業の実施状況を見てみましても、ものによりましては当初の計画をすでに終つているものもありますし、それから当初の計画は少し見込みが過大であったといいうような点もあつたわけであります。そういうふたよな現地における事業の実施状況を一つ勘案しなければなりませんことと、それからもう一つ何分あまり大きな事業をやりますと、地元における消化能力というのも問題になるわけでありまして、つまり資材も人も内地に相当程度依存しております現地の状況としましては、あまり事業量が大きいと、物価、賃金その他をつり上

るようなことにもなりまして、事業の計画が円滑にいかない、こういったような点も事実見られたわけであります。そこで自治庁の方もしばしば現地を調査しておりますが、そういうたった調査に基く御意見というのも参考にいたしまして、おおむねこの程度で事業としては円滑にいくのではないかとう判断に基いてやったわけであります。もちろん予算の面における制約というのもも考えてはおったわけであります、そういったような状況で、まあこの程度ということになつておるわけであります。

○相沢説明員 奄美の復興事業計画の総体の事業量は、これは奄美の復興審議会の答申を待ちまして、内閣が決定することになつておるわけでござりますが、率直に申しまして、当時百五十億という事業量がきまりました際に、大蔵省としましてはいろいろな点において異議を持つておつたわけでござります。もちろん、そういう点において異議があつたから故意にこの事業の実施計画をおくらしてきていたといったような事実はないのでございますが、復興事業計画自体につきましては、当初そういったような点に大蔵省としましては若干異議を持つておつたわけでござります。

○門司委員 この法案の内容に入る前に一つの暗礁にのし上げたようなことになるのだが、これも閣議で決定されて、法律でござらえて、そうして審議会にゆだねたのであるのですね。そうすると、何か大蔵省が知らないうちに、こんなものを勝手にきめた以上は内閣が一つのものとして大蔵省は考えてくれないと、どうも当初の計画が、おれの方はよく了承していなかつたから、そういうものは知らぬといふことに大蔵省で金が出せなかつたのだ、こういうことに大蔵省の意見はあると思うが、そう解釈しておいてよろしゅうござりますか。

る。一体それでは当時の大臣をみんなで、開議できめたのか、きめなかつたのか——法律を出した以上は内閣に責任があるのであるのだから、その責任の遂行に対して各省がそういう意見があつたのか——そういうものの考え方で処置されるとのことになる。これはこの問題だけではありません、国全体の問題として私は大きな問題になると困らう。だからこの際自治庁に聞いておきたいのだが、今の大蔵省の意見のようないふなことが事実あつたかどうか、大蔵省は同意していなかつたというようなことが現実にあつたとすれば、この法律は最初からやり直さなければならぬ。この計画自体を最初から考え直さなければならぬ。その辺はどうなんですか。一体自治庁は十分了解を得たものとしてわれわれはこの法律を審議してきました。われわれは奄美大島をできるだけ早く復興したいという考え方でやってきた。しかし開議で了承を得てなかつたから大蔵省としては最初から乗りしなかつたものだということになると、実際に厄介なことになるのだが、一体自治庁はどうなんです。了解を得ておつたのか得てなかつたのかということになる。

基本的な異議がある、あるいは反対があるということではない、そういう意味でおっしゃつておるわけではない、と思うのです。これは閣議了解といふような格好から申しましても、その通りでござります。ただ数字そのもの、事業計画の内容であります事業費百五十二億あるいは国庫負担百十億というような具体的な数字について、そのままを文字通りのみ込んでおくという意味のことば、大蔵省としては、當時いろいろの情勢もございました、でしょ、そういうものを計画として、はつきりと了解を与えてしまいますことは、いわば継続費をそのまま承認するということにもなりまして、いろいろな財政運営の面からいっても、適当でないという面もあるので、そういう細目については、年度々々の実施計画の数字自体にまで踏み込んで、これに対して約束をしたわけではない、それは大体の方針というものにつとめて、毎年度々々の事業の実施計画といふものは、そのときにおける現地の状況ないしは国家財政の都合といふものにらみ合せて考慮をしていくことであろうという意味に私は了解をいたしております。

おりますので、これに対する基本的な異議を持つておったということではございません。この事業の総額とか、あるいは事業内容の割り振りに關しまして、早急の間に決定された経緯もありまして、若干の異議を持つておったという、そういう意味でございます。

○門司委員 藤井君もきわめて要領のいい答弁をしているようあります

が、なるほど事業計画としての年度割りといふものが最初からきちんときまつてないというようなことは一応言えるかもしれない。しかし問題になりますのは、少くとも事業計画であつて、五ヵ年計画として法律を出してい

るのですから、法律を出しているからには、やはりはつきりした見通しがなければ法律にならぬはずです。だから

繪ワクにおいて——年度々々の計画については、いろいろ異論があるかもしれません、多少の問題が出てくるかもしれません、しかし繪ワクにおいて私は異論があるべき道理がないのであって、

いずれ金を出すにいたしましても、ものときめるにいたしましても、閣議の了解事項として法律で出てきているものなんです。こういう形でやれといふことで、国会の承認を得てることは間違いない。それをそういう形でやられたことについては、私ども非常に不

満足に考えておりますが、それを議論しておると非常に長くなつて、きょうの審議のじやまになると思ひますので、大蔵当局でも最初そういう考え方で、大蔵当局でも最初そういう考え方であつたのだといふことではなくて、きまたものについては、やはり十分これを達成することのためにつれて、きまたものについて、やはり努力をしてもらわぬと、今あなたもそこで聞いているように事業の内容はそ

う変らない。五年から十年に延ばしてたって變つてないという内容は、わざか三十億しかふえていないという事実なんです。三十億くらいのものは、二十九年の物価指數と今日の物価指數

と、これから先の物価指數を考えていくれば、これはほとんど自然増でこのくらいのものはまごまごすると埋まるこ

とになつてしまふ。わずか二割くらいの増加であります。だから事業量がふえないのでそうした予算があつたとい

うこととは、仕事をしないために三十億だけ国費をよけいに、むだに使つたといふことに、言いかえればなると思

う。こういう点についてはそれだけ島民の福祉がやはり減殺されていると申思ふ。島民諸君は五ヵ年で完成される

ものだと考えておつたものが、いろいろな都合があつたかもしれないが、こんな結局はこういう形で十年に延ばされ

た。しかも事業内容といふものは予算

の面から見るとそう変らない、同じようなものだと、いうことになると、明らかに五ヵ年計画が遂行できなかつたと

いう結論に一応なると私は思います。

そこでこれから私は具体的のものについて、一つ一つ御質問を申し上げ

ます。この計画についての考え方をまとめていきたいたいと思いますが、最初に聞

いておきたいと思ひますことは、今日の一つの大好きな自安になつております

港湾関係の問題、港をどうするかと

いうことであります。御承知のように、奄美大島の四つの島はおのおの港

を持っておる。大島にある名瀬の港でありましたから、港自体はそういう

港ではございませんが、大体港として

三十年度に着工いたしまして、現在約

五割の進捗率でございまして、まだ残

る余の工事を

本当に残しておるわけであ

ります。今御指摘になりましたのは、

とついては、建設関係については国

港は沖がかりであつて、實際は港の形を改修する必要があります。

○吉浦説明員 御指摘の亀徳港の工事

が昨年の災害によつて大きい損壊を受けました事実につきましては十分承知

しております。

○門司委員 工事の内容についてであ

りますが、ちょうど五ヵ年計画で立てた工事内容と同じようなことが計画せ

られておつたかどうか。今申し上げ

ます。この工事内容と同様な工事が計画せられましたかどうか。

○吉浦説明員 御指摘の通り県営工事として実施

して参つたわけでござりますが、昭和

三十五度に着工いたしまして、現在約

沖永良部の和泊港も大体これと同じような状態を暴露しております。従つてここにつぎ込まれる工事費は、これら

の損壊をしたもの、いわゆる工事の施

行に当つて今のお話では最初から鉄筋

は入れないことになつておつたといふことがあります。今御指摘になりましたのは、これがなかこわれないのでござりますが、非

常に大きな強風がございまして、風波

にさらされまして、コンクリートのま

ん中がぼっきりと折れたわけござります。中には、今御指摘ございました

成されたような形になつておると思

ますが、問題になるのは、御承知のように亀徳の港であります。この徳之島

がじかにやつておりますので、やや完

成されたものがござりますが、非

常に大きな強風がございまして、風波

にさらされまして、コンクリートのま

ん中がぼっきりと折れたわけござります。中には、今御指摘ございました

見

て参りますすると、県費でやられておる。しかも、一回の台風でせつかく

見えた予算があつたといふことは、仕事をしないために三十億

だけ国費をよけいに、むだに使つたといふことに、言いかえればなると思

う。こういう点についてはそれだけ島民の福祉がやはり減殺されていると申思ふ。島民諸君は五ヵ年で完成される

ものだと考えておつたものが、いろいろな都合があつたかもしれないが、こんな結局はこういう形で十年に延ばされ

た。しかも事業内容といふものは予算

の面から見るとそう変らない、同じよ

うなものだと、いうことになると、明らかに五ヵ年計画が遂行できなかつたと

いう結論に一応なると私は思います。

そこでこれから私は具体的のものについて、一つ一つ御質問を申し上げ

ます。この計画についての考え方をまとめていきたいたいと思いますが、最初に聞

いておきたいと思ひますことは、今日の一つの大好きな自安になつております

港湾関係の問題、港をどうするかと

いうことであります。御承知のように、奄美大島の四つの島はおのおの港

を持っておる。大島にある名瀬の港でありましたから、港自体はそういう

港ではございませんが、大体港として

おりましたから、港自体はそういう

</

確等を凌瀝する経費等につきまして、も、相当十分に計上いたしておりますが、全体として事業を実施して参りますが、全くなる工事もあるわけでございますと、現在判明いたしておりますところによつても、名瀬港におきましては事業計画をやや十分に具積つてございまして、金額は今記憶いたしておりますが、要するに二三千五百万円程度名瀬港については余裕財源が出てくるるといふうに考えております。われわれといつたしましては、その刃見積りが非常に甘いものもございます。またそういう不測の事態が起つてくるることもござりますので、でき得る限りこの百八〇億という新しく今考えられております事業費総額のワク内で操作をいたして参りますが、どうしてもいろいろ不測の事態が発生いたしまして参った場合には、これは市議会におかれましてもういつた事態に即するような計画の改訂ということも考えておられるわけでありまして、確かに未曾有の台風がございまして、手戻り工事がありましたことにつきましてはまことに遺憾に存じておりますが、直接住民に負担を地元負担という形でかけることを避けまして、ほかの港との関連におきまして若干安くでき上るところもござりますし、また節約し得る部面もござりますので、それらを合せて考えて、ぜひしっかりとした港湾を完成いたしたいと考えておる次第でございます。

も、それに耐えられない大きな災害によってこれが破壊された。従つてこれが手戻りの仕事のような形になつたのだということになると、これはやはり私には考えられる。今のお話のように、ペール計算をすれば少し余るところがあるだろうからそれで補おうといふことになつたら、まるでどんぶり勘定ではないですか。政府がどんぶり勘定をやつておつて工事費を取り繕うといつたって、実現困難だと思います。ですからその辺はどうなんですか。ここだけではありません。その次に茶花港の工事についても、やはり県でそういう形でやるというのではなくて、やはり今のようなお詫びだとすれば、国が直轄でやつていくということで、もう少しはつきりした処置をとるべきではないかと考えるのであります。それから請負業者にしても、それはなるほどやはり地元を潤す必要がありますので、できるだけ地元の業者を指名し、あるいは採用することが私は必要かと思いますが、しかしこくともこういう仕事については、これは下手な仕事をしておりますと、それの何倍という大きな費用があとでかかる。同時にそればかりではなくて、住民の災害による打撃というものはかなり大きなものが出でてくる。従つてこういう工事といふものは、単に情実——と言ふと少し言葉が悪いのですが、地元の諸君が潤すという意味から、十分力を持たない地元の諸君に請け負わせてやると、したこと自体、考え方方が違ひはしないかということが一つ考えられる。

それからもう一つの考え方は、一つの島に一つずつ港を完成していくこと、これを五ヵ年計画で同時に着工してやることも一つの方法であります。しかし、さつき申しますように、これを別々にやつてその島々で請け負わせるとということになると、弱い業者がこれをするとなることになると、なかなか工事もうまくいかない。従つてこれを国の直営にしてそうしてできるだけ直点的に完成していく。すでに名瀬の港はでき上るといふ。名瀬がついておると思いますが、名瀬港ができる上れば、その次には雑穀に全効力を注いで完成し、その次には和泊、その次には茶花をやるというよろな計画性を持つたはつきりした仕事をこの際やつてもらつた方が、この港湾の建設には好都合ではないかといふふうに考えるが、その点について政府の意向をただしておきたいと思います。

向で進んではおるわけあります、が、に参画させる道を開くというような方  
しかしあるい面をまるきり度外視す  
ることはできないといったしまして、  
一面港湾工事というような特に重要な  
問題につきましては、お話を出ました  
ような国が直接やつていくというよう  
な配慮を取り入れていくといふこと  
も、ぜひ必要ではないかといふふうに  
考えます。そういうような面からいた  
しまして、私たちの方といたしまして  
も法的にも検討を進めておりまして、  
その他の港湾につきましても国の運輸  
省なりあるいは建設省に、この工事を  
委託するというような方途を法的には  
とり得る道が開かれておるようでござ  
いますので、そういうような点につき  
ましてはお話を趣旨を十分生かし得る  
ように積極的に一つ検討を加えたい、  
かのように考えております。

運輸省が直轄してこれを建設いたしますて、その結果が非常によろしいといふことにかんがみまして、他の港々につきましても同様運輸省が直轄してもらいたいということを、前回の会議において強調いたし、政府委員からもその趣旨によって強くこれを推進してみる、ただいまの藤井局長のお話も委託港という形式でこれを進めてみようという話でございましたが、またこれら亀徳港、和泊港のほかに、白浜港は、新たに二億五千万円を投じて、新しく開港さくる港でござりますから、これもぜひ運輸省の直轄にしなければならぬということを島民が熱望いたしております。そのほか喜界島の濟港にいたしましても、いざれも台風銀座の中にある港でござりますので、地方の技術や経験をもつてしては十分なし得ない。どうしても國の経験と技術を持ってこなければ十分でないのでござります。一つこの点は十分その実現をはかつていただきたい。この前の御答弁ではその趣旨に沿って運輸省との間に話を進めておるというお話をございましたが、どの程度にお進めになっておられるか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

うことを現在検討してもらつておるわけであります。今行政局長からも申しました通り、県の工事ということに現在計画が定められておりまして、県から逆に委託するという形式をとるわけになりますが、新しい港を作ります場合には、できるだけ運輸省にやつていただくように現在進めております。法規上の支障はもとより別段ないようではございます。問題は運輸省にいたしましても相当大きい機材を現地に持つて行かなければなりません。それがどの程度遊休する可能性があるかどうかという問題を、以下検討いたしておりますところでございます。

○伊東(陸)委員 奄美群島が故国に復帰いたしました当時、群民一致して熱望いたしましたことは、こういう港湾の工事のこととき大きな工事はぜひ國が

出てきてやつてもらいたいという希望が非常に強かつたのであります。すな

わち當時は簡単な言葉でいえば國管でやつてもらいたい、県管ではいけな

思を代表して大いに政府にも希望いたしたのでござりますが、名瀬港はその

は港湾の建設には國が来てやるとい

う一點にしばられ得ることだと思います。國管と言ふい、一がいに

言ひますけれども、要するにポイント

は港湾の建設には國が来てやるとい

うので、これは法律の上にそういう港湾

で、これが法律の上にそういうことを

特に書かなくても、実際の運用によつて自治局の運営において一つ國の技術と経験を持つて来てもらいたい。大半

田には非常に有力な、またたくさんの

た亀徳とか和泊とか白浜、瀬、芭花と

きわめてはかどりました。従つて亀徳

や和泊に持つていてやれば同様あ

い台風」とにこわれるとはないと

思いますが、特に白浜の開設につきま

しては、ぜひ國の機械を持ってきてや

りませんと、土地の請負業者では台風

のために機械が流れることをおそれ

て請負をしないという点もございます。

伊東委員に対しまして、群民の強い希望を伝えて参り、それをまた私に伝達

がありましたので、私はそれを政府に伝えたことを覚えております。こうい

うようなことで港湾の建設だけは大小に

にかかわらず——今のお話に大きな港だけというような御意向

では大きな港だけというような御意向

をきてやつてももらいたいということを、

この機会に重ねて私からもよくお願ひ

いたしたいと思ふ次第であります。私

の関連質問を終ります。

○加藤(糖)委員 関連して、ただいま

伊東委員は非常に遠慮しておられまし

たが、私はかねて参議院の小柳さんか

らのお話を承つております、特にこの奄

美大島の復興の法律を作りますとき、

伊

えをしてもらう"ということが、私は恆久性の建前からいってもよろしいと思  
います。

それからその次に聞いておきたいと思いまことは、やはり五ヵ年計画の中にありました問題としての、喜界島と内地を連絡するために必要と考えられる公営船舶の建造の件でござります。これがどうなつておるか、おわからりなら一つ御報告を願いたいと思いまます。

○吉浦説明員　この公債償還船は昨年度の計画で申請があつたわけでござりますが、その後政府の方といたしまして、起債で措置するということにいたしまして、考へいたしておつたのでござりますが、とりえず、起債を許可する前に船舶の注文をさせまして、ごく最近起債を全面的に許可いたしまして、竣工いたした次第でござります。

○吉浦説明員 さようでござります。  
○門司委員 いつでき上ったのか、竣工の日につきましては、あとで御連絡いたします。  
○門司委員 これは日にちから言いますと、三十一年十一月十五日に完成する予定になつております。實際は完成してないのがほんとうらしい。そこでの点あとでよろしゅうござりますから、見ておるならばはつきりしてもらいたい。このことについては從来い

いろいろな問題がありましたが、私もお聞きしておるのであります。あなたの方でてきておるという御答弁であったならば、その間の事情を申し上げるよりも、ほんとうにてきておるかどうかというところ等についての詳細な御郵告をいただきまして、そのあとでなほ問題が残ればただしたいと思います。従いまして至急に一つ連絡をとつて、この実際を知らせていただきたいと願います。

それからその他の工事として、私の手元に入ってる資料から見てみますと、町営の電気工事についての問題、さらに補助等につきましても必ずしも予定通りに使われていない、というような資料があります。これは旧西方村の補助金の資料ですが、こういう点について五ヵ年計画と関連性を持つこれららの問題について、自治庁は調査を行なっておるかどうか、この幾会に聞いてお

の奄美大島の産物の中で、先ほど行  
局長のお話の中にはいろいろござい  
ましたが、つむぎの生産その他等がござ  
いましたが、つむぎの生産等につい  
ても問題はあろうかと思ひます。しか  
る全体の需要量が非常に減っておりま  
る今日、単にこれを一つの文化財の  
うな形で保存しておくというならば  
京都の西陣織と同じよう一庵考え  
れるのであります。これが実際に  
ただけ世間に使われるかということ  
なりますと、一四当り何万円という  
うな着物を着て歩く人はあまりいな  
のではないか、だんだん減ってくる  
ではないかというので、一つの郷土  
保存芸術として、これを保存される  
いうことについては私は異存はござ  
ませんし、またこれを絶やさないよ  
うに、ある程度国がめんどくさを見ること  
にも異存はございません。今日の奄美  
の全体を見て参りますと、農民の問  
題などといふことがいえるかと思ひな  
い。その産業であるものは、黒砂糖の生産  
やはり島全体を通ずる、いわゆる四(四)  
の島全体を通して一つの大きな産業の  
問題などといふことがいえるかと思ひな  
い。この黒砂糖の、いわゆるカンシード  
糖に対しまして保護政策というのもや  
が、従来ほとんど考え方されていないと  
うに私ども承知しておりますが、こ  
の際政府はこういう五ヵ年計画を立て  
ると同時に、やはり住民の財政力、住民  
の生活力を向上させることのために、  
こういう施策が私はこの際必要ではな  
いかと思いますが、その点についての  
お考えはどうですか、一応聞いておき  
たい。

措置等についてはむずかしい事情もあることは、われわれもよく承知をしておるのであります。そういうふうな面につきましても躊躇をさらに探求いたしまして、できるだけの措置をすること考究することがぜひとも必要になつてゐるのではないか。黒糖の生産自体も重要でございますが、お詫のようないただけでは、やはり将来の安定した群島の基幹産業として補助をしていくといふことは、なかなかむずかしいことござりますので、分みつ糖態勢の切りかえといふような点を考えながら、その難点となるような事柄について、さらにつつ積極的に検討を加えたいと考えております。

る。これは黒砂糖を買って一斤四、五円ぐらいのものが二十七、八円ぐらいになって、あるいは五倍ぐらいに値段が上りはせぬかと考えられる。  
それからもう一つ、ここでほんとうに考えてもらいたいのは、徳之島の今度の開墾の問題であります。ここに約二千五百町歩ぐらいのものが新しい土地造成として開墾されている。一体ここに作るもののは何かということがやはり問題になつてくる。そういたしますと、いわゆる亜熱帯地方であります限りにおいては、サトウキビとかあるいはそのほか arbeばバイナップルのようなものができるかもしない。サトウキビのようなものが主生産にならざるを得ないことになる。従つてこういう一つの開拓計画、開墾計画等にも関連をして、政府はこの際思い切つて奄美群島の基幹産業である黒糖の保護政策を至急に立ててもらいたい。そしてこれを実現させることによって初めて奄美群島の住民が、安心して生活できるような時代が来るのではないか。港がどんなにてきて参りましても、中における産物がなければどうにもならぬ。港だけできたところで何もならない。港の増築を急ぎますと同時に、島内における産業の充実性ということも、当然政府として考えるべきだと思います。これについて一つ。

もう一つ聞いておきたいと思いますことは、例のサトウキビの買い上げの値段の問題が、やはり大きな問題になつております。そこにおける製糖会社の関係、いわゆる大島糖業株式会社との間のサトウキビの買い上げ価格の問題であります。現地の新聞記事を見ますと、この値段がなかなか折り合

はない。しかも値段をきめる場合に、は、作っている農民とさらに農協と、県の支庁と、会社の三つが立ち会つてきめることに大体協約ができるはずですあります。ところが現在の状態を見て参りますと、会社が一方的に値段をきめて農民に押しつけている。いわゆる農協に押しつけている。そして非常に安い値段で買い上げられている。ほかに大きな施設がございませんので、独占企業のようになつてこれが買ひ上げられている。しかもこの会社の重役は、御承知のように鹿児島県の副知事が入つてゐる。この会社の資本の中には政府の補助金が入つてゐる。言いかえるならばこの会社は国策会社と申し上げてもちつとも差しつかえありません。その会社が買ひ上げますするサトウキビの価格が、いわゆる農民の生産費を償うことができないようなら安い価格で買ひ上げられるといふことで、紛争を起しておるという現地の新聞記事が、ここにございます。こういう実態を自治庁は御存じになつておるかどうか。

行つて農協からさらに出たような形になつておりますが、出たことは間違ひありません。従つてこれを監督するような形で——監督といえば話弊があるかもしれません、県の副知事がこの会社の中に入つておる。そうするところは明らかに国策会社であるといふ事実については、これはやはり監督官庁としての建前からこれを十分調査してもらつて、そして鹿児島県に十分注意してもらいたい。こういうことがやはり一つの大切な問題として今日私どもには考えられる。この点について一つ自治庁の考え方を、この際もう一応聞いておきたいと思います。

伊東(隆)委員 関連して。ただいま門司委員のおっしゃることは實に重要なことございまして、サトウキビの値段が不當に安くこれらの国策会社というような会社から買われておるということございます。これはさほど不當にということではござりますまいが、こういうことでござります。とにかく黒糖の最低価格が設定されておりませんので、一斤五十円台を割り、四十円台を割って三十一、三円にも落ちて参りますと、そういう當利会社におきましては、ついにサトウキビを安く貰わざるを得ない立場になるということになりますので、私どもにおきましては、どうしても黒糖の最低価格をこの機会に設定して、農民のサトウキビから得られるところの収入を確保したいという念願でございまして、たゞいま同僚議員と相談しまして、すなわち熊毛郡におきましても黒糖がござりますので、カンショ等を生産する地方の関係議員と相談しまして、近く議員立法を出す予定になつております。すなわち北海道のビート・シュガーの最低価格が設定され、農民の収入が確保されておりますようにしたいと思います。近く議員立法をいたしたいと思いまますので、自治庁におきましても、農林省と一つ協力して下さって、この法律について御協力を願いたいと、この機会に思うのであります。これ以外にサトウキビの値段を適正に保つ方法はないという結論に、私ども達しておる次第でございます。一言この機会に申上げておきたいと思います。

○門司委員 その問題は農林関係は、心のそらくにしておきまして、もう一つ重要な問題は、漁民に対します指定漁業の許可の件でございます。御承知のように二十八年の十二月でありますか日本に復帰をいたしまして、その時日本にありましたいわゆる一つの法律、例の漁業法によりまして、海洋の漁業の区域を定めて許可をいたしておりますが、奄美はこの法律ができたあと日本に返つて参りまして、この漁区の計画の中に入つておらぬであります。この区域の中に入れられておらぬのであります。従つて漁業をかなり大きな生産としております奄美に対しましては、やはり遠洋漁業のできるような一つ取り計らいを、ぜひこの際せられたい。船舶の建造その他については、漁船の建造その他についても復興計画の中に補助をするようになつております。しかし船ばかりこしらえてみたところ、やはり漁場の獲得がなければ十分の能力を發揮するわけに参りません。これらの漁民に対しましても、やはり指定の漁業の許可の申請があれば、これを許可するという方針を政府はとつていただきたい。このことについての政府側のお考えを一つこの際伺つておきたいと思います。



○藤井(貞)政府委員 決して言いのがれではございませんで、そういう必要性については、われわれも十分認めておるわけでござります。ただ具体的にそういう特殊の機関をすぐに作るとか、あるいは法案を提出するといふについては、今のところまだ結論を得おりません。そういうような点につきましては、今後さらに検討を加えたいと思います。

○門司委員 さつき局長の答弁の中、地元の経済力が弱いというようなお話をちょっととあつたのであります。が、この点はこういう問題を解決する際に非常に重要な問題でありまして、地元の報告、それから地元の様子を見て参りましても、御承知のようにあそこには鹿児島銀行という銀行があります。この銀行の預金並びに貸出状況を見て参りますると、島民の年間の預金総額というものは大体十二、三億になつてゐる。しかしそれが島民に貸し出されておる額は、半分の六億か七億程度である。そういたしますると、残りの半分というものは、やはり海を渡つて、こちらにこれが融資されていふというような形になつてると私は思う。従つてこういう点は、少くとも経済力云々ということを言われるといふことになりますと、やはり地元の経済力といふもの、地元を開発することに使われるような施設をこの際すべきである。同時に、政府が保証すると、いう形で金融公庫その他を設けるといふことが島の開発上必要である。決して私は今日の奄美の経済力が十分とは言いませんが、経済力を伸ばしていくには、政府がそういう施策を講すべきである。今申し上げましたように、鹿

鹿島銀行といふ一つの銀行がありますが、その銀行の預貯金の関連性を申し上げますと、今のよくな関連性になつておる。これはどこでもそうです。地方銀行といふものは全部そこから吸い上げて、中央の大きな事業に投融資することの方が、安全性もあり、手数も非常に省けるので、みんなそういう關係を持っている。これは今日奄美大島だけではありませんで、日本の農村の金融が逼迫している大きな原因でもあります。農民から集める金がどこに使われておるかというと、とんでもない大きな会社に使われていて、それが農村に還元されないとこころに今日の農村金融の不円滑さがあるということは事実である。奄美大島もその例に漏れない。従つて奄美的經濟力云々といふことを言われるなら、奄美的經濟力といふものが奄美に十分に還元され、開発に使われて、そうしてそれが奄美的島民の經濟のかたにになるように、一つ施策を講ずるとすれば、どうしてもやはりここに金融公庫のようないものを設けて、これを開発していくと、いうことが私はこの際必要だと思う。だから、今の局長の答弁に反駁するわけではありませんが、經濟力云々といふことを言わると、そこまでわれわれも言いたくなるのであります。そういう考え方ではなくして、ぜひ一つ新しい機構を設けていたくとということを、この法案を通して同時に、やはりそれを考えてもらわなければ、この法案自体はこれを延ばしてそろいろいろの開発事業をやりますが、これはいすれも基本的な事業である。いずれも基礎的な問題である。その上に咲く花というものはこの法律では考えら

れておらない。従つてこの上に咲く花を考えようとすれば、やはり今申してあげましたような幾つかの漁業の問題にいたしました、あるいは黒砂糖の問題にいたしました、あるいは金融関係、開発関係等にいたしました、政府はこの法律を通すと同時に当然付帯決議として考えていただきたいということをこの際私は申し上げまして、大臣を幸いおいでになりましたし、そこではらくお聞きを願つておわかりだと思いますから、この際一つ大臣から御答弁を願つておきたいと思います。

○**郡国務大臣 奄美群島の開発振興につきましては、政府も非常な熱意と決心を持つて当ろうと思っておりますが、順を追うて御趣旨の存するところを、よく実現いたしますようにこれから努めて参ることにいたします。**

○**伊東(隆)委員 関連して……。門司委員がきわめて熱心に、奄美群島の復興並びに開発の問題につきましていろいろ御質問していただきましたことは、地元選出の者といたしまして、まさに感謝の至りでございます。ただいま門司委員の御指摘なさいました奄美群島におきます金融の点でございまます、この点につきましては自治厅において特に留意されまして、大蔵当局において特に留意されまして、大蔵当局との間にいろいろ折衝なさつておるところ私どもは非常に感謝いたしております。この機会に一つこういう事実がござります。この機会に一つ指摘し考慮いただきたいことは、いろいろ金融機関の窓口があるではないかとも私どもは非常に感謝いたしております。この窓口があるけれども、行大島支店に預金せられましたものの半分は鹿児島市に、本土に持つていてかれて、預金の半分しか現地にない。**

従つて島民に対しまする金融は、その持つていていたお金の半分しか金融がされていない。時間も切迫いたしましたから、こういう事実があることだけをこの機会に申し上げておきます。こういうわけでござりますので、ぜひ特別の金融機関を設置してもらいたいと、自治庁の大蔵当局への折衝は、ちょうど相沢主計官も見えておられるわけでありますから、一つとくと御考慮願いたい、最後にお願いいたいのです。この点に關し大臣からも一言聞いておきたいと思います。

○郡國務大臣 御趣旨の点は私も全く同感するところでございます。極力方針的を達しまするよう努めをいたします。

○矢尾委員長 ほかに御質疑はございませんか。——ほかに御質疑がなければ本案にまづ、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。次に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長 御異議なければ本案に対する質疑はこれにて終了いたします。次に本案の討論に入りたいと存じますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

説文上

○伊東隆治君。奄美群島復興特別措置法の一部改正につきまして、与党野党ともに三日間にわたりまして熱心に御討議していただきましたことは、私といたしまして衷心から感謝申し上げるところでござります。

ただいま本法案の議決がございまして、私はこの三日間において討議せられました事項の中で、特に大事な二点につきまして、付帯決議をここに自民・社会両党共同案といたしまして提案する次第でございます。

読み上げます。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり左の諸点に留意して奄美群島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島の復興計画事業の実施に当つて從来県官工事とされていた重要な港湾の工事施行については過去の実績に鑑み出来得る限り、國の直轄工事によつて円滑なる竣工を図るよう手段の措置を講ずること。

二、本群島の發展の為には、單に從來の復興計画のみに止まらず、産業の開発計画についても特別の金融対策を講ずる等今後積極的な措置を講ずること。

右決議する。

以上でござります。

○矢尾委員長 ただいまの伊東隆治君の動議のことき付帯決議を本案に付するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○矢尾委員長 御異議なしと認めまして、伊東隆治君の動議のことき付帯決議を本案に付するに御異議ありませんか。

議を本案に付するに決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○矢尾委員長 次に銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

両案につきましては前回の委員会においていずれも質疑を終了いたしておりますので、これにより右両案の討論に入りたいと存じますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたしました。

まず銃砲刀剣類等所持取締法案から採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決されました。

この際亀山孝一君より発言の申し出がありますのでこれを許します。亀山孝一君。

○亀山委員 私は自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかります付帯決議案につきまして申し上げたいと存じます。左の付帯決議をつけていただきたいと存じます。

読んでみます。

#### 附帯決議

本法の施行に当り、政府は次の点に留意して公共の安全確保のため遺憾なきを期すべきである。

一、本法の適正な運用により、銃砲刀剣類等による危害の予防に万全を期するとともに、火薬・爆薬・高压ガス等が保安上至大の關係を有することに鑑み、これら爆発物類等の取締についても警察機関は

関係官公庁と緊密な連繋の下に互に協力して有効適正な措置を講じ得るよう体制を整備すべきこと。

一、漁業及び建築業に対する銃砲刀剣類等の所持の許可に当つては過去の実績に鑑み、特に慎重を期すこと。

右決議する。

以上であります。

○矢尾委員長 ただいまの亀山孝一君の動議のごとき付帯決議を本案に付するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって本案に亀山孝一君の動議のごとき付帯決議を付するに決しました。

次に遺失物法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決されました。

なおただいま可決されました両案に關する委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○矢尾委員長 この際運合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたしました。ただいま建設委員会で審査中の日本道路公団法の一部を改正する法律

案、道路法の一部を改正する法律案及び道路整備緊急措置法案等の三案について、建設委員会に連合審査会開会

申し入れをいたしたいと存じますが、有することに鑑み、これら爆発物類等の取締についても警察機関は

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。

なお右連合審査会開会の日時につきましては、建設委員会の都合もあると願いたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

〔参考照〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提出第一二号)(参議院送付)に関する報告書

遺失物法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

#### 地方行政委員会議録第七号中正誤

○四から二 中川委員 正